

令和2年第2回

智頭町議会臨時会会議録

令和2年6月12日 開会

令和2年6月12日 閉会

智頭町議会

## 第2回智頭町議会臨時会会議録

令和2年6月12日開議

### 1. 議事日程

- 第 1. 議席の指定及び一部変更
- 第 2. 会議録署名議員の指名
- 第 3. 会期の決定
- 第 4. 諸般の報告
- 第 5. 議案第59号 財産の取得について
- 第 6. 議案第60号 財産の取得について

### 1. 会議に付した事件

- 第 1. 議席の指定及び一部変更
- 第 2. 会議録署名議員の指名
- 第 3. 会期の決定
- 第 4. 諸般の報告
- 第 5. 議案第59号 財産の取得について
- 第 6. 議案第60号 財産の取得について

### 1. 会議に出席した議員（12名）

1番 谷口翔馬	2番 波多恵理子
3番 安道泰治	4番 國本誠一
5番 河村仁志	6番 大藤克紀
7番 岩本富美男	8番 谷口雅人
9番 岸本眞一郎	10番 酒本敏興
11番 中野ゆかり	12番 大河原昭洋

### 1. 会議に欠席した議員（0名）

### 1. 会議に出席した説明員（4名）

町長 寺谷誠一郎

総務課長 矢部 整  
地域整備課長 迎山 恵一  
総務課参事 米本 勝彦

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事務局長 柴田 睦子  
書記 金谷 百恵

開会 午後2時00分

開会 あいさつ

○議長（大河原昭洋） ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、令和2年第2回智頭町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1. 議席の指定及び一部変更

○議長（大河原昭洋） 日程第1、議席の指定及び一部変更を行います。

補欠選挙で当選された、谷口翔馬議員、波多恵理子議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、1番に谷口翔馬議員、2番に波多恵理子議員を指名します。

これに関連し、議席の一部を変更します。会議規則第4条第3項の規定により、お手元に配布した議席表のとおり、議席の一部を変更します。

日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長（大河原昭洋） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番、國本誠一議員、5番、河村仁志議員を指名します。

### 日程第3．会期の決定

○議長（大河原昭洋） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

### 日程第4．諸般の報告

○議長（大河原昭洋） 日程第4、諸般の報告を行います。

各常任委員会の選任について報告します。委員会条例第6条第4項の規定により、欠員となっておりました総務常任委員に谷口翔馬議員、民生常任委員に波多恵理子議員が選任されました。

次に、今臨時会の説明員につきましては、6月9日付けをもって町長に出席の要求をしております。

以上で諸般の報告を終わります。

### 日程第5．議案第59号から日程第6．議案第60まで 2案

#### 一括上程

○議長（大河原昭洋） これから、議案第59号 財産の取得についてから議案第60号 財産の取得についてまでの2議案を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本日ここに、第2回臨時町議会を招集しましたところ、議員各位には、ご多忙のところ出席いただき、誠にありがとうございます。

まずもって、去る6月7日に執行されました、町議会議員補欠選挙において当選された谷口議員及び波多議員におかれては、ご当選誠におめでとうございます。

両議員のご活躍を心からお祈りしますとともに、智頭町のまちづくりに、格別のご理解とご協力を賜りますようお願いする次第であります。

それでは、本臨時議会に提案しました議案の審議をいただくにあたり、その概要を説明します。

議案第59号及び議案第60号 財産の取得につきましては、除雪ドーザ8トン級を、また、除雪ドーザ5トン級を、それぞれ取得することについて、議会の議決を求めるものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細については主管課長をもって説明させますので、よろしく審議をいただくようお願いします。

○議長（大河原昭洋） 提案理由の説明は終わりました。

日程第5、議案第59号から、日程第6、議案第60号までの2議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第5、議案第59号 財産の取得についての補足説明を求めます。

迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） 失礼します。

それでは、議案書をごらんください。

議案第59号 財産の取得についてでございます。これは、6月1日に入札執行しました8トン級除雪ドーザの取得につきまして、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産、除雪ドーザ8トン級。取得する数量、1台。取得の方法、指名競争入札。取得する価格、税込み1,683万円。取得する相手方、鳥取市湖山町東二丁目237番地、三洋重機株式会社、取締役社長 花原俊。

以上でございます。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） この指名については、参加した会社ですね、何社あったのかということと、それから、予定価格に対して、何%これになったのかということをお聞きします。

○議長（大河原昭洋） 迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） 指名業者ですけども、次にあがっております5トン級のドーザと重複する業者でありますけども、8トン級の方はそのうちの2社でございます。

予定価格ですけども、ちょっとただいま電卓を持ち合わせておりませんのでパーセンテージははじけませんけども、予定価格の方が税込みでいきますと1,760万円、これが税込みの予定価格でございます。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） この入札で新しく入るんですが、古い機械については、どのような対応を考えているのでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） 古い方の機械2台ですけども、ちょっと私どもが調べたところによりますと、建設省が存在する時代のものでありますので、おそらく20年から30年経過したものになります。

当然、使い勝手が悪い、また、性能が現行のものより劣るというところで買いかえになりますので、これについては、町の方から手放すということを予定しておりますけども、落札業者に引き取っていただくのか、もしくは公売するのかというあたりは、これから検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第6、議案第60号 財産の取得についての補足説明を求めます。

迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） それでは、議案書の最終ページをごらんください。

議案第60号 財産の取得についてでございます。これは、6月1日に入札執行しました5トン級除雪ドーザの取得につきまして、地方自治法及び議会の議決

に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産、除雪ドーザ５トン級。取得する数量、１台。取得の方法、指名競争入札。取得する価格、税込み８２２万８，０００円。取得する相手方、鳥取市南栄町９番地、三協建機株式会社、代表取締役 民野純男でございます。

以上でございます。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

休 憩 午後 ２時０９分

再 開 午後 ２時１２分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第５、議案第５９号 財産の取得についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 １１名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第６、議案第６０号 財産の取得についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 １１名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました  
以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第2回智頭町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午後 2時13分



地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和2年6月12日

智頭町議会議長 大河原 昭 洋

智頭町議会議員 國 本 誠 一

智頭町議会議員 河 村 仁 志